

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令案（概要）について

令和元年 11 月

環境省環境再生・資源循環局

1. 改正の背景

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号。以下「改正法」という。）については、令和元年6月19日に公布され、令和2年4月1日から施行することとされたところである。

改正法の施行に伴い、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）特定既存単独処理浄化槽に対する措置（改正法による改正後の浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）附則第11条第4項関係）

- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関して、環境大臣が指針を定めることができるものとする。

（2）浄化槽処理促進区域の指定（法第12条の4第3項関係）

- 浄化槽処理促進区域の指定の公告は、位置及び区域について、市町村が定める方法で行うものとする。

（3）公共浄化槽制度の創設

- 設置計画を定める際の土地及び建築物の所有者の同意手続は、設置計画の概要を文書で説明し、書面により同意を得ることとする。（法第12条の5第3項関係）
- 既設の私有の浄化槽について市町村が管理しようとするときは、書面により同意を得ることとする。（法第12条の6関係）
- 排水設備の設置の承認は、接続しようとする建築物の所在地、処理対象人員等を記載した書面を提出して行うこととする。（法第12条の10第1項関係）
- 使用開始の届出は、使用開始年月日を記載した書面を提出して行うこととする。（法第12条の11関係）
- 接続廃止の届出は、建築物の撤去予定年月日を記載した書面を提出して行うこととする。（法第12条の16第2項関係）

（4）使用の休止の届出の創設

- 使用の休止に当たって清掃をする場合には、汚泥等の引き出しは全量とするとともに、洗浄に使用した水は再利用せず、水道水等を使用して張り水を行うこととする。（法第4条第8項関係）
- 休止の届出様式を定め、休止予定年月日（電気又は水道の使用を休止する予定年月日等）、消毒剤の撤去等を記載事項とするとともに、届出には清掃の記録を添付することとする。（法第11条の2第1項関係）

- 再開の届出様式を定め、使用再開年月日等を記載事項とする。(法第 11 条の 2 第 2 項関係)
- 再開にあたって保守点検を実施した場合には、法定保守点検とみなす。(法第 10 条第 1 項関係)

(5) 浄化槽台帳整備

- 法で定めた 7 条検査、11 条検査の実施状況に加えて浄化槽台帳に記載すべき事項は、設置届出年月日その他の設置に関する情報、使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する情報、保守点検の実施状況に関する事項、清掃の実施状況に関する事項、その他浄化槽の管理に関し参考となる事項とする。(法第 49 条第 1 項第 3 号関係)
- 浄化槽台帳の記録又は記録の修正若しくは削除について、都道府県知事は浄化槽台帳の正確な記録を確保するよう努めることとする。(法第 49 条第 3 項関係)
- 台帳作成を指定検査機関その他適正な者に委託できることとする。(法第 49 条第 3 項関係)

(6) 協議会 (法第 54 条第 1 項関係)

- 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じた協議会の組織構成に努めることとする。

(7) その他

- 条項ずれ等所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール (予定)

令和 2 年 1 月中旬 公布

令和 2 年 4 月 1 日 施行